

令和5年度第2回地域クラブ活動推進協議会 部活動改革推進課説明資料

令和6年2月9日（金）

北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課

- 1 道内市町村の取組状況
- 2 令和6年度の実証事業
- 3 道教委の取組

1 道内市町村の取組状況

令和5年度部活動の地域移行に係る市町村の取組状況調査結果
(令和5年12月1日時点)

○調査時期：令和5年12月1日～令和5年12月27日

○調査方法：札幌市を除く各市町村教育委員会（178市町村）へ回答フォームへの入力を依頼

○調査基準日：令和5年12月1日時点

※ より正確な状況を把握する必要があるため、今回調査より、各教育局が把握する範囲での調査から、各市町村教育委員会に対し直接調査する方式へ変更

○調査項目：

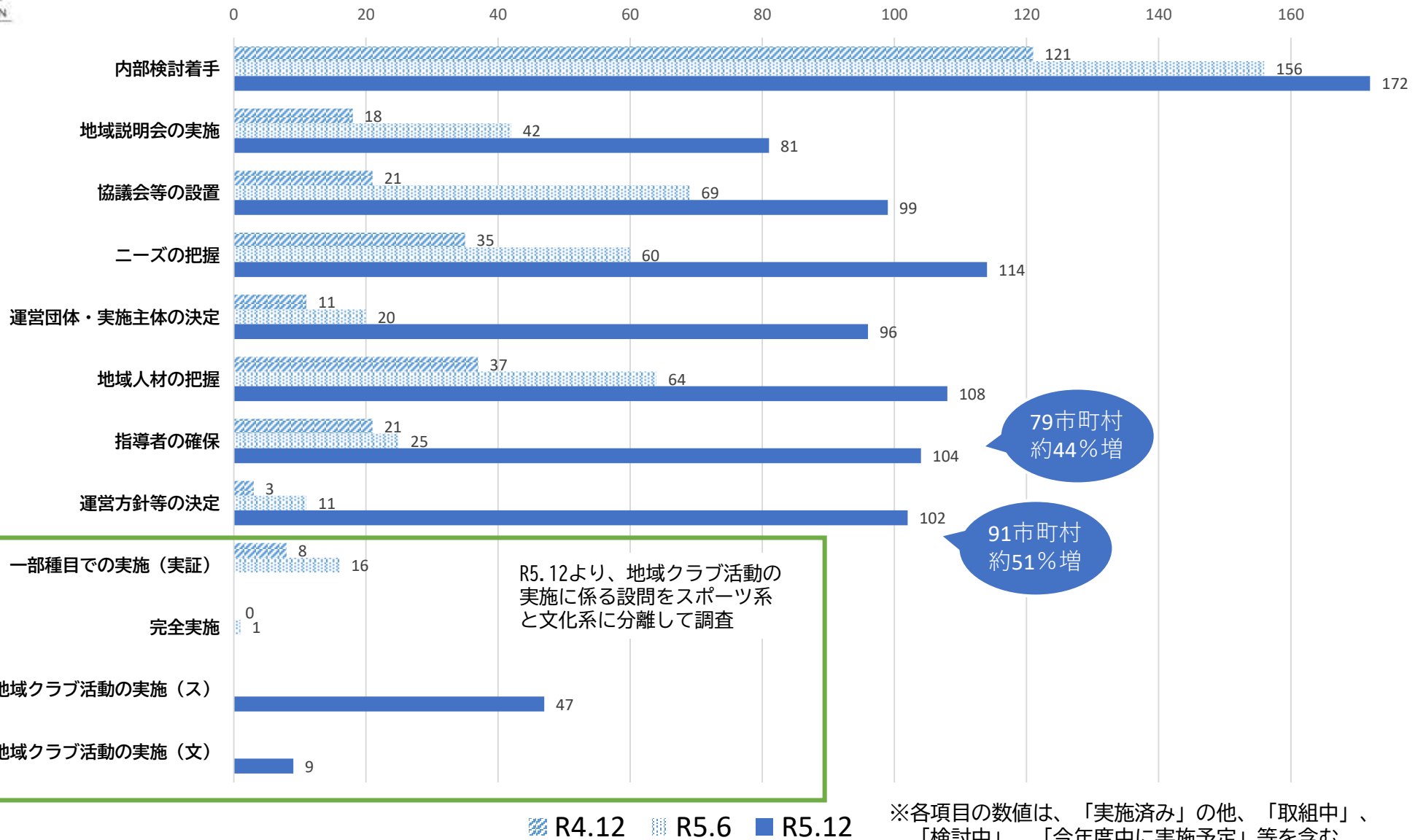
(1) 部活動の地域移行に向けた取組状況

- ① 庁内における内部検討の着手
- ② 地域説明会等の実施
- ③ 協議会等の実施
- ④ 生徒や保護者等のニーズ把握
- ⑤ 指導者人材の把握
- ⑥ 指導者人材の確保
- ⑦ 運営方針等の決定
- ⑧ 運営団体・実施主体の決定
- ⑨ 【運動・スポーツ系】地域クラブ活動の実施状況（休日の活動）
- ⑩ 【文化系】地域クラブ活動の実施状況（休日の活動）
- ⑪ 地域移行に向けたその他の取組

(2) その他

- ① 近隣市町村との連携について
- ② 地域移行に向けた課題
- ③ 令和6年度の実証事業参加希望の有無

市町村取組状況の推移



・全体的に数値が伸長。特に「指導者の確保」「運営方針等の決定」など地域移行に向けた具体的な取組に着手した市町村が大幅に増加している。

意見交換

- ・ 部活動顧問の代表者を集めた意見交換会を実施。種目ごとに現状と課題を整理し対応検討
- ・ 人材と地域移行可能な種目を把握するため競技団体等と意見交換
- ・ 種目ごとに協議（関係団体、顧問教諭、学校管理職、市教委職員）

先進地視察

- ・ 先進地（伊達市、登別市、安平町）の視察を実施
- ・ 部活動の地域移行検討プロジェクトチームによる先進地の行政視察研修

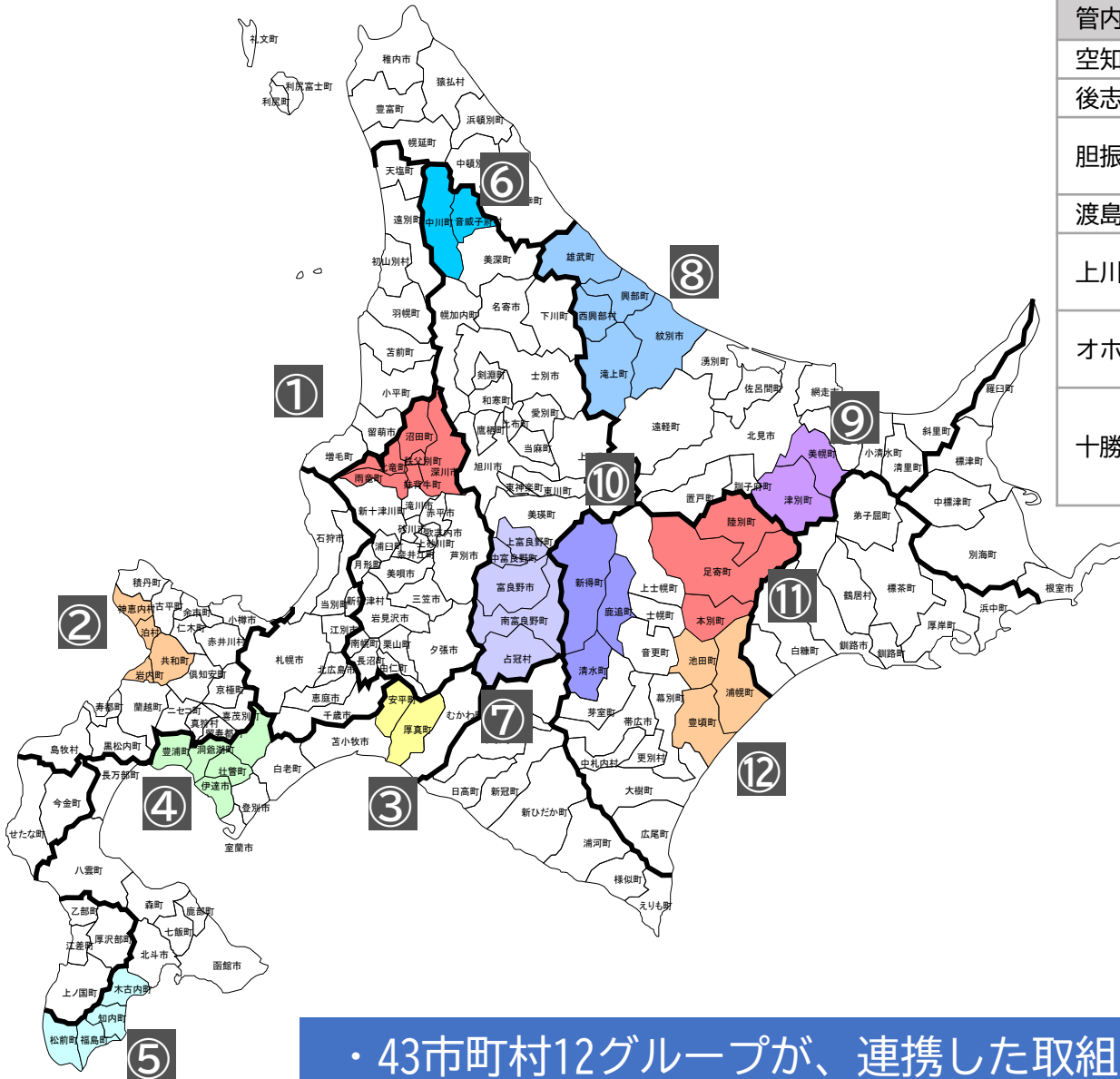
地域連携

- ・ 令和6年度から部活動指導員の配置を予定、合同部活動の実施を検討中
- ・ 今年度から剣道部と野球部に部活動指導員を配置
- ・ 地域移行に長期的な見通しが必要であり、まずは、拠点校方式を導入
- ・ 教職員以外の者が指導する場合は、部活動指導員を経験した後に移行を検討
- ・ 吹奏楽部に部活動指導員1名を配置。個々の生徒の能力向上につながる指導

その他

- ・ コーディネーターに地域おこし協力隊を採用
- ・ 近隣4町及び民間業者で「4町合同部活動に関する連携協定」を結び、地域移行に向けた検討
- ・ 町内の全家庭にチラシを配布。児童生徒や保護者、教員に文書の配布とアンケート調査の実施を予定
- ・ スキー連盟の協力により、試行的にスキーによる体力づくりを実施予定

近隣市町村との連携

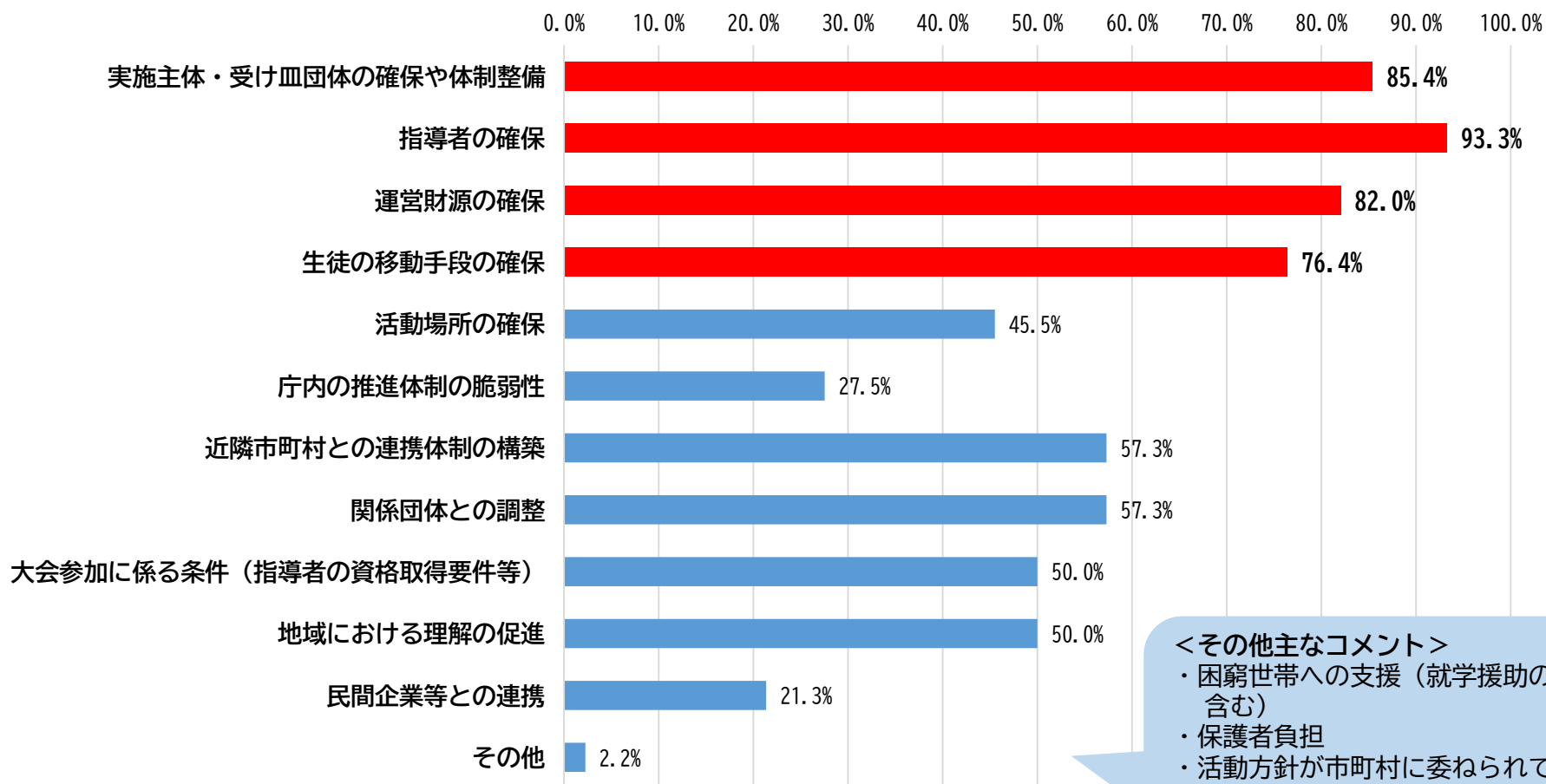


管内	連携グループ
空知	①深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町・雨竜町
後志	②岩内町・共和町・神恵内村・泊村
胆振	③安平町・厚真町
渡島	④伊達市・壮瞥町・豊浦町・洞爺湖町
上川	⑤木古内町・知内町・福島町・松前町
	⑥中川町・音威子府村
	⑦富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村
オホ	⑧紋別市・興部町・雄武町・滝上町・西興部村
	⑨津別町・美幌町
	⑩新得町・鹿追町・清水町
十勝	⑪本別町・陸別町・足寄町
	⑫池田町・豊頃町・浦幌町

・43市町村12グループが、連携した取組の検討を模索している。

地域移行に向けた課題

地域移行に向けた取組において、課題に感じている点について選択して下さい。



<その他主なコメント>

- ・ 困窮世帯への支援（就学援助の基準緩和を含む）
- ・ 保護者負担
- ・ 活動方針が市町村に委ねられている。
- ・ 中体連の出場要件が種目によってハードルが高く教員以外の引率が難しい。

- ・ 「指導者の確保」が最も多く、続いて、「実施主体・受け皿団体の確保や体制整備」、「運営財源の確保」、「生徒の移動手段の確保」が多い。

2 令和6年度の実証事業

地域スポーツクラブ活動体制整備事業等

令和6年度予算額(案) 2,738,192千円
 (前年度予算額) 2,470,899千円



令和5年度補正予算額 1,431,951千円

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 10億円(10億円) 委託・拡充
 14億円 [令和5年度補正予算額]

各都道府県・市区町村の地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 15億円(12億円) 補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

➡ 部活動指導員の配置を充実【13,000人】

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円(3億円) 補助・委託

上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
- ・デジタル動画を活用した部活動・地域クラブ活動のサポート体制の構築(ポータル新設)

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

体制整備

- ・関係団体・市区町村等との連絡調整
- ・コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
- ・運営団体・実施主体の体制整備や質の確保

指導者の質の保障・量の確保

- ・人材の発掘・マッチング・配置
- ・研修、資格取得促進
- ・平日・休日の一貫指導
- ・ICTの有効活用

関係団体・分野との連携強化

- ・スポーツ協会、競技団体、大学、企業等
- ・スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
- ・まちづくり・地域公共交通

面的・広域的な取組

- ・地域クラブ活動の拡大
- ・市区町村等を超えた取組

内容の充実

- ・複数種目、シーズン制
- ・体験型キャンプ
- ・レクリエーション的活動

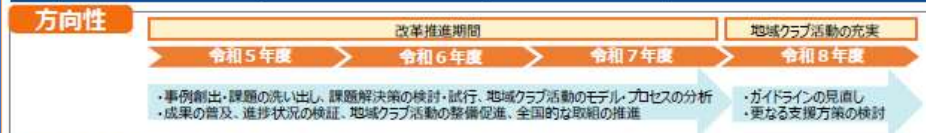
参加費用負担支援等

- ・困窮世帯の支援
- ・費用負担の在り方

学校施設の活用等

- ・効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけでなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。
 ※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実。



★ 重点地域における政策課題への対応

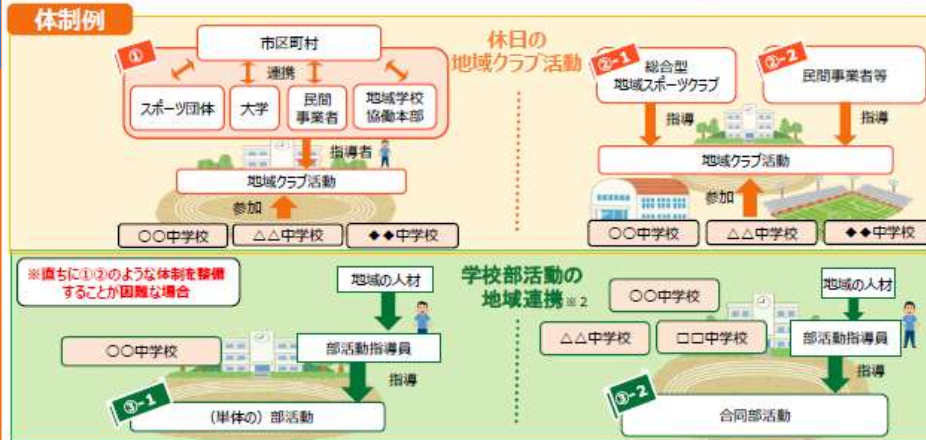
地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

<主な政策課題>

- ・多様なスポーツ体験の機会の提供
- ・高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- ・スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- ・不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- ・トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- ・企業販ふるさと納税等を含む民間資金の活用
- ・体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用
- ・学校体育施設の拠点化や社会体育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり
- ・動画コンテンツ等の活用
- ・多様なニーズに対応した大会の開催 等

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- ・事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- ・運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- ・単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等



継続

新規

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用。
 ※ 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。
 (担当：スポーツ庁地域スポーツ課)

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業に係る実施方針（概要）

● 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業に係る実施方針の位置付け等

- ✓ 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業（以下「実証事業」という。）を効果的かつ円滑に実施するため、事業実施に当たっての基本的な考え方や方向性等を整理したものととして、実施方針を示す。

● 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証

■ 実証の取組内容

- ✓ 各都道府県・市区町村の地域スポーツ推進体制等の中で、地域の実情に応じて、運動部活動の地域スポーツクラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に向けて多様な取組を実施。

<取組例>

- 体制整備
- 指導者の質の保障・量の確保
- 関係団体・分野との連携強化
- 面的・広域的な取組
- 内容の充実
- 参加費用負担支援等
- 学校施設の活用等

■ 実証において取り組むべき観点

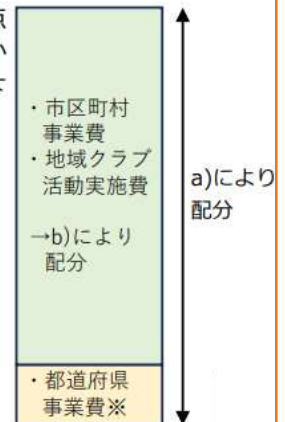
- ✓ 実証は、以下の観点に十分留意して実施。
 - ① 地域の実情等に応じた多様な地域クラブ活動のモデル（収支構造を含む）の構築等
 - ② 地域クラブ活動の維持・運営に必要なコスト、受益者負担等と公的資金の適切なバランスの検証
 - ③ 経済的困窮世帯への参加費用負担支援の金額・スキームの検証
 - ④ 指導者の質の保障、適切な指導の実施、指導者の量の確保に関する方策の検証
 - ⑤ 地域クラブ活動を支える人材育成や仕組みの整備
 - ⑥ 地域クラブ活動の要件等の明確化を図る方策の検証
 - ⑦ 全国的な取組の推進
 - 1) 実証事業を初めて実施する市区町村の取組
 - 2) 単一自治体での対応が困難な場合の市区町村を超えた取組
 - ⑧ 改革推進期間終了後を見据えた取組の推進

■ スポーツ庁から各都道府県への事業費の配分方法…a)

- ✓ 以下の基礎係数、傾斜配分係数、激変緩和係数等に基づき、スポーツ庁から各都道府県に対して事業費を配分
 - 基礎係数：都道府県事業費※、市区町村事業費、地域クラブ活動実施費
 - 傾斜配分係数：推進計画等策定状況、協議会等設置状況
 - 執行状況係数：直近の実証事業の執行率
 - 激変緩和係数：前年度の委託契約額 等

■ 各都道府県から市区町村への事業費の配分方法…b)

- ✓ 地域の実情に加えて、実証事業の趣旨や取り組むべき観点等を踏まえつつ、予算を効果的・効率的に使用する観点から、都道府県が市区町村に対して事業費を配分。特に以下の取組には優先的に事業費を配分。
 - 地域クラブ活動のモデルの構築や検証に資する取組
→特に左記の観点①、②、③に優先的に配分
 - 全国的な取組の推進に資する取組
→特に左記の観点⑦1)、2)に優先的に配分



- ※ 都道府県事業費として以下の取組等を想定した一定額を配分
 - 総括コーディネーターの配置
 - 協議会等の設置・運営
 - 市区町村への支援、実証事業の成果の検証・普及
 - 平日・休日の一貫指導（市区町村へ再委託分）

■ 重点地域において取り組むべき政策課題

- ✓ 重点地域への指定を希望する都道府県は以下の10の政策課題から少なくとも3つを選択。

◆ 課題①：多様なスポーツ体験の機会の提供

- 特定の種目や分野に継続的に専念するのではなく、多様なスポーツを体験する機会を提供する地域クラブ活動
- 競技・大会志向と楽しみ志向に応じたプログラムなど、生徒の志向や体力等に応じた地域クラブ活動
- シーズン制や複数の種目を掛け持ちできる地域クラブ活動
- 生徒の多様な選択肢を確保する観点から、複数の市区町村の生徒が参加できる幅広い競技種目やプログラムを提供する地域クラブ活動。

◆ 課題②：高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組

- 中学生と高校生が一緒に活動
- スポーツ少年団と連携し、小学生と中学生が一緒に活動
- 総合型地域スポーツクラブと連携し、小学生から社会人まで幅広い世代と一緒に活動

◆ 課題③：スクールバスの活用や地域公共交通との連携

- 地域公共交通の維持・活性化に関する取組との連携
- 鉄道の運行ダイヤに合わせて地域クラブ活動を計画して鉄道を移動手段として活用
- 民間路線バスのダイヤ変更の調整や運賃の一部補助
- スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス、コミュニティバス、他の施設の送迎車両等を活用

◆ 課題④：不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割

- 年齢や障害の有無を問わず一緒に楽しめるプログラムを実施
- 幅広い層が参加できるイベント型のプログラムなど不登校の子供たちも参加しやすく工夫した地域クラブ活動

◆ 課題⑤：トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり

- 地域の医療人材やトレーナー等が参画する地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備
- 地域クラブ活動における外傷や障害、事故防止のための研修プログラムの整備

◆ 課題⑥：体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用

- 体育・スポーツ系の大学生をアシスタントの指導者として活用
- アスリート人材による指導機会の創出

◆ 課題⑦：学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり

- 学校体育施設の管理運営の指定管理者制度や業務管理委託の導入、指定管理者や受託者が地域クラブ活動の運営団体・実施主体となった取組の展開
- 社会体育施設の指定管理者が地域クラブ活動の運営団体・実施主体となった取組の展開

◆ 課題⑧：企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用

- 企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングの活用
- 法人の賛助会員の募集、寄付等を活用した基金の創設
- 成果連動型民間委託契約方式（PFS: Pay For Success）やソーシャルインパクトボンド（SIB）の活用

◆ 課題⑨：動画コンテンツ等の活用

- 専門的指導者が指導する日と動画コンテンツを活用して反復練習など自主的に活動する日を組み合わせた活動
- リモートによる指導と動画コンテンツを組み合わせた指導

◆ 課題⑩：多様なニーズに対応した大会の開催

- 地域クラブ活動に参加する生徒の成果発表の機会として、スポーツを楽しむことや他の生徒との交流を深めることを目的とした大会を開催
- より多くの生徒の参加機会を確保するため、トーナメント方式ではなく、リーグ形式で大会を開催
- 参加者のレベルを考慮し、所属学校・チームに関係なく参加者を振り分け即席のチームを編成し、大会を実施
- 多くの生徒が参加し楽しむことができるように、選手交代の回数制限をなくした大会や男女混合の大会、リターンの回数を変更した大会など、既存のルールを変更した大会を実施。

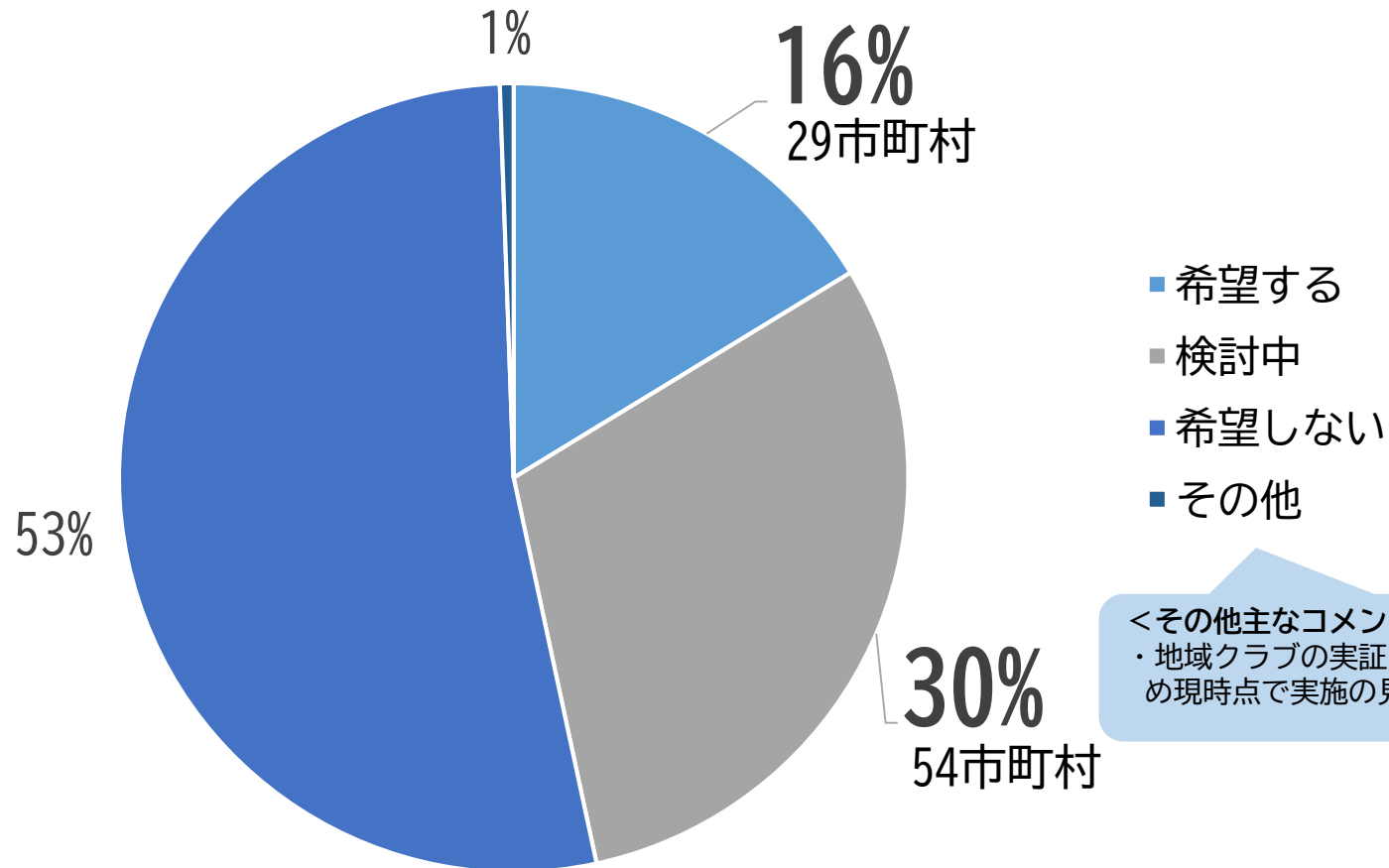
- ✓ 重点地域の選定に当たっては、本事業において取り組む政策課題に偏りが生じないように、採点方法や採択方法を工夫。

■ 重点地域の選定基準

- ✓ 重点地域への指定を希望する都道府県を選定する際の基準は以下のとおり。
- 各都道府県による直近の取組状況
 - 推進計画・方針等の策定、推進体制の構築
 - 市区町村への支援、指導者の質の保障・量の確保に関する取組
 - スポーツ団体との連携、企業との連携
 - 調査・研究、普及・啓発
 - 各都道府県内の市区町村による直近の取組状況
 - 推進計画等策定市区町村の割合
 - 協議会等の設置市区町村の割合
 - 地域クラブ活動への移行予定部活動数の割合
 - 政策課題への対応に関する事業計画内容
 - 事業趣旨に沿った事業計画、地域の実情を踏まえた課題設定
 - 課題解決に向けて試行する取組の具体性、持続可能性
 - 課題解決に必要な連携体制の確保、専門家の協力体制
 - 市区町村や運営団体、地域クラブ活動の多様性
 - 成果普及や広報活動、事業効果を高めるための創意工夫

令和6年度の実証事業参加希望の有無

来年度、スポーツ庁・文化庁で実施予定の地域クラブ活動実証事業について、現時点での実施予定について選択して下さい。



・約2割の市町村が実施を希望、約3割の市町村が検討中と回答。

3 道教委の取組

- ・部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣事業
- ・Do-START (Hokkaido Supporters for the art and sports) 構想
- ・先進地視察（長崎県長与町）

部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣事業

令和5年度 部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣一覧

※ 令和6年2月7日現在派遣決定分

No.	管内	市町村名等	派遣対象			派遣日程		派遣アドバイザー
			検討会議	説明会	講演会	希望年月日	曜日	
1	石狩	石狩市	○			R5.6.8	木	磯田 大治 氏
2	十勝	浦幌町		○		R5.6.22	木	小田 新紀 氏
3	上川	和寒町		○		R5.6.26	月	伊端 隆康 氏
4	十勝	浦幌町		○		R5.6.26	月	小田 新紀 氏
5	オホーツク	津別町		○		R5.7.10	月	井上 諭一 氏
6	十勝	中札内村		○		R5.7.10	月	熊耳 雅美 氏
7	上川	名寄市			○	R5.7.14	水	山本 理人 氏
8	十勝	新得町		○		R5.7.19	水	小田 新紀 氏
9	釧路	浜中町			○	R5.7.20	月	熊耳 雅美 氏
10	空知	奈井江町	○			R5.7.25	火	磯田 大治 氏
11	釧路	弟子屈町		○		R5.8.1	火	伊端 隆康 氏
12	留萌	留萌教育局			○	R5.8.10	木	磯田 大治 氏
13	渡島	函館市	○		○	R5.8.17	木	熊耳 雅美 氏
14	オホーツク	滝上町		○		R5.8.25	金	井上 諭一 氏
15	釧路	標茶町		○		R5.8.27	日	小田 新紀 氏
16	十勝	池田町	○			R5.8.28	月	磯田 大治 氏
17	根室	羅臼町		○		R5.9.13	水	熊耳 雅美 氏
18	上川	上川教育局			○	R5.9.19	火	山本 理人 氏
19	釧路	厚岸町		○		R5.9.20	水	伊端 隆康 氏
20	檜山	檜山教育局	○			R5.9.28	木	磯田 大治 氏
21	オホーツク	西興部村			○	R5.9.28	木	井上 諭一 氏
22	上川	東川町	○			R5.10.5	木	熊耳 雅美 氏
23	十勝	足寄町		○		R5.10.6	金	小田 新紀 氏
24	オホーツク	オホーツク教育局	○		○	R5.10.16	月	小田 新紀 氏

No.	管内	市町村名等	派遣対象			派遣日程		派遣アドバイザー
			検討会議	説明会	講演会	希望年月日	曜日	
25	釧路	釧路教育局	○		○	R5.10.30	月	磯田 大治 氏
26	オホーツク	網走市		○	○	R5.11.8	水	井上 諭一 氏
27	オホーツク	清里町		○		R5.11.9	木	井上 諭一 氏
28	空知	長沼町			○	R5.11.14	火	山本 理人 氏
29	日高	日高教育局	○			R5.11.16	木	山本 理人 氏
30	胆振	洞爺湖町			○	R5.11.20	月	熊耳 雅美 氏
31	胆振	安平町		○	○	R5.11.25	土	磯田 大治 氏
32	胆振	洞爺湖町			○	R5.11.29	水	熊耳 雅美 氏
33	十勝	中札内村		○		R5.11.30	木	熊耳 雅美 氏
34	上川	中川町	○	○		R5.12.6	水	熊耳 雅美 氏
35	十勝	広尾町		○		R5.12.11	月	小田 新紀 氏
36	釧路	釧路町	○			R5.12.13	水	磯田 大治 氏
37	オホーツク	遠軽町	○			R5.12.22	金	井上 諭一 氏
38	檜山	今金町			○	R6.1.22	月	山本 理人 氏
39	石狩	江別市			○	R6.1.24	水	熊耳 雅美 氏
40	後志	京極町			○	R6.1.25	木	熊耳 雅美 氏
41	十勝	士幌町		○		R6.1.29	月	熊耳 雅美 氏
42	空知	沼田町	○		○	R6.2.9	金	磯田 大治 氏
43	オホーツク	湧別町	○		○	R6.2.13	火	小田 新紀 氏
44	十勝	幕別町			○	R6.2.15	木	山本 理人 氏
45	空知	栗山町			○	R6.2.19	月	山本 理人 氏
46	釧路	釧路町	○			R6.2.22	水	磯田 大治 氏
47	空知	芦別市	○			R6.2.27	火	磯田 大治 氏

派遣回数 のべ47回

【参考】令和4年度 派遣回数 19回

※Do-STARTとは・・・
HokkaiDo Supporters for The ARTs & SporTsのアクロニムで、道内で始まった部活動の地域移行を支援する仕組み

事業の趣旨

子どもたちが、将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整えるため、**企業等からの支援（寄附や人的支援等）**を受けられる体制を整備し、各地域における官民連携による取組促進を図る。

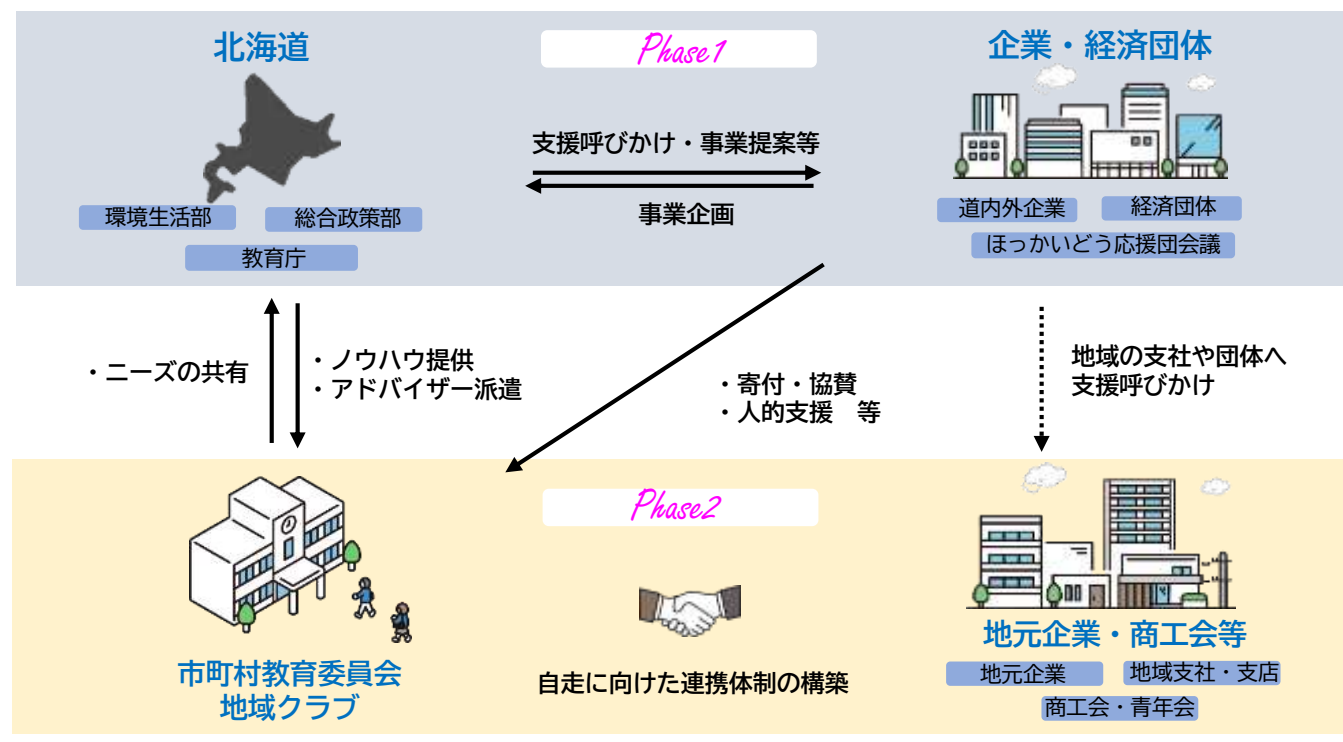
部活動の地域移行に向けた主な課題

- ✓ 運営団体・実施主体の整備
- ✓ 指導者の質と量の確保
- ✓ 運営財源の確保
- ✓ 参加者の費用負担軽減



- ・行政や団体など既存のリソースだけで、部活動・地域クラブ活動を持続的に行うためには、参加者による相応の費用負担や継続的な財政的な支援が必要となる。
- ・改革推進期間後の持続可能な運営のため、道が企業等と連携しながら支援する仕組みや、実施主体が地元企業との連携体制の構築を支援する仕組みが求められている。

事業展開



事業の推進体制

事業の実施にあたり、知事部局（環境生活部、官民連携推進局）と道教委が横断的に連携し、それぞれの役割を明確化することで、取組の推進を図る。

【役割分担案】



将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、官民連携で実施主体を支援

◎長崎県長与町

- ・人口 約4万人
- ・中学校数 3校（長与中、長与第二中、高田中）

◎NPO法人総合型S C長与スポーツクラブ（平成21年設立）

○令和5年4月から、休日のすべての運動部活動を「地域スポーツ活動」で行っている。

○12種目21活動 350名参加

○指導者数 124名

- ・124名には兼職兼業の教員20名含む（長与町教員全体の2割強）
- ・大学生33名

○生徒の安全・健康管理を確保するため、活動時は原則複数名で指導

長与町の運動部活動の地域移行

	月	火	水	木	金	土	日
学校部活動	平日3日以内					—	—
地域の活動	—	—	—	—	—	○	○

○学校の部活動は平日3日以内で実施。休日の地域スポーツ活動に参加するかしないかは、生徒が選択。

○R5年度の中体連大会の参加について、バスケットボールは「地域クラブ」として参加。他種目は「学校別」で参加。

地域スポーツ活動実施までのプロセス

	主 体	内 容
R2 年度	①教育委員会	意思決定・条件整備
	②教育委員会と総合型クラブ	受け皿決定
R3 年度	③教育委員会と学校（校長会）との協議	休日の運動部活動廃止の合意形成
	④指導者確保（町教委と受け皿）	教室運営方法や役割分担の協議
R4 年度	⑤保護者説明（受け皿、町教委、学校）	教室運営方法や月会費など
	⑥参加者募集（受け皿）	入会届・入会金・保険加入
R5 年度	⑦調整（町教委、受け皿）	指導者確保、効率のよい受け皿運営

◎長与町の地域スポーツ活動の実施体制と取組

- 教育委員会：コーディネーターの配置（元保健体育科の校長）
- 長与スポーツクラブ：事務局長、フルタイム職員の配置
 - 指導者確保・質の向上：オンデマンドで56時間開催 他
 - 財源確保：月会費3,000円の徴収
 - 就学援助支援世帯には月会費2,000円の支援
 - 生徒のユニフォーム等は実費負担
 - 企業版ふるさと納税（2,000千円）、企業からの寄付、マイクロバス（看板掲載）
 - 官民連携：長与町・スポーツデータバンク・三井住友海上火災保険による三者連携協定

長与町のスポーツ活動の方向性



生涯スポーツ社会の実現

- 少子化に伴う中学生世代の部活動改革を契機に、学校を含めた地域の中で中学生世代の運動・スポーツ活動を進化させる。
- 令和5年度から令和7年度までの改革推進期間に、長与町の総合型地域スポーツクラブの充実を図る。
- 将来的には、中学生世代にとらわれない持続可能な地域のスポーツ活動が実施できる環境整備を目指す。